

の支給した報酬の消費税分を仕入税額控除している企業の割合も86・1%に達した。インボイス制度にどのように対応するかについては、「ビジネスメンバーにインボイス登録を呼びかける」「インボイス登録をしないビジネスメンバーには報酬を消費税抜きで支給」という回答が比較的多かった。つまり、インボイス登録を呼びかけて登録したビジネスメンバーには「消費税込み」で支給し、登録しないビジネスメンバーには「消費税抜き」で支給するという対応が多い現状になっている。

契約書を整えておく必要がある

一部の主宰企業では、数十年にわたって、売上割戻差引(※2)という会計方式を採用し、仕入税額控除をしていないため、ビジネスメンバーがインボイス登録する必要がないとしているケースもある。

売上割戻差引は、リベートとして「売り上げを戻す」という考え方になるため、仕入れとみなされず、仕入税額控除の対象にはならないというものの、ビジネスメンバーの報酬にそもそも消費税が含まれていないため、インボイス登録する必要がないといふ訳である。

甲田税理士は、売上割戻差引について「税務署の担当によって判断が分かれると思つ。

士に聞くと、「その対応が一般的に想定されると思う。登録するかしないかはビジネスメンバーの自由に任せ、登録しない場合は主宰企業が仕入税額控除できなくなるため、消費税抜きでの支給をするパターンが多いだろう」との回答だった。

どのような対応が望ましいか、甲田税理士に聞くと、「その対応が一般的に想定されると思う。登録するかしないかはビジネスメンバーの自由に任せ、登録しない場合は主宰企業が仕入税額控除できなくなるため、消費税抜きでの支給をするパターンが多い現状になっている。